

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月19日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 166,654円

2 賠償の相手方

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和4年12月20日午前9時5分頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市大井596番地13付近

(3) 事故の内容 市職員が運転する車両が転回しようとした際、右側から追い越そうとした後続車両と衝突した。

(4) 被害の程度 相手方車両の左前輪ホイール及びフロントフェンダーの破損

令和5年4月20日

ふじみ野市長 高 畑 博